

全国森林計画の変更について
—— 主な変更点 ——

平成23年4月

全国森林計画の主な変更点

現行計画（項目）	新計画	
	項目	主な変更内容
まえがき	まえがき	○ 森林・林業基本計画と重複する記載を整理
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方 2 森林整備及び保全の目標	I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	○ 計画事項の大括り化による構成の見直し
	1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	○ 3 機能類型の中止に伴う本文中記載の整理 ○ 第1表について以下を変更 「森林の有する機能毎の整備及び保全の目標」については、森林・林業基本計画のビジョン部分と重複していることから、これを削除 - 森林・林業基本計画で示される水源涵養、山地災害防止／土壌保全等といった森林の有する機能毎に森林整備及び保全の基本方針を記載
	2 森林整備及び保全の目標	○ 森林・林業基本計画の変更を踏まえ、第2表について以下を変更 - 育成単層林面積等の計画末期面積を変更 3 区分別整備対象面積の項目を削除

現行計画（項目）	新計画	
	項目	主な変更内容
II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項 1 施業に関する基本的事項 2 重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項 3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画	II 森林の整備に関する事項	○ 計画事項の大括り化による構成の見直し
	1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	○ 樹洞がある樹木や枯損木の保残など、立木の伐採を行う際の生物多様性の保全への配慮事項を追加
	(1) 立木の伐採（間伐を除く）	○ 森林・林業基本計画の変更に伴い、 <u>計画量を変更</u>
	(2) 造林	○ 森林・林業基本計画の変更に伴い、 <u>計画量を変更</u> ○ 造林未済地の発生防止の観点から、更新の考え方を明確化
	(3) 間伐及び保育	○ 森林・林業基本計画の変更に伴い、 <u>計画量を変更</u> 。また、間伐面積を参考値として記載

現行計画（項目）	新計画	
	項目	主な変更内容
Ⅲ 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 1 公益的機能別施業森林の設定の考え方 2 公益的機能別森林施業に関する事項 3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林	2 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 (1) 公益的機能別施業森林の整備 (2) 伐採方法及び造林の方法を特定する森林	○ 現行の3機能類型を止め、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化機能、生物多様性保全（属地的に発揮される一部の機能）といった機能毎に応じた施業方法の考え方を明示
Ⅳ 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 1 林道の開設に関する計画 2 搬出の方法を特定する森林	3 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1) 林道の開設に関する計画 (2) 搬出の方法を特定する森林	○ 森林・林業基本計画の変更に伴い、計画量を変更 ○ 林道・林業専用道の開設の考え方を記載
Ⅴ 森林施業の合理化に関する事項	4 森林施業の合理化に関する事項	○ 委託を受けて行う経営の推進に関する記載を追加 ○ 地形の傾斜や作業システムに対応した路網整備の考え方を記載

現行計画（項目）	新計画	
	項目	主な変更内容
VI 森林の土地の保全に関する事項	Ⅲ 森林の保全に関する事項	○ 計画事項の大括り化による構成の見直し
	1 森林の土地の保全に関する事項	○ 現行通り
VII 保安施設に関する事項 1 保安林の配備 2 特定保安林の整備 3 治山事業 4 その他必要な事項	2 保安施設に関する事項 (1) 保安林の配備 (2) 特定保安林の整備 (3) 治山事業 (4) その他必要な事項	○ 森林・林業基本計画の変更に伴い、 <u>計画量を変更</u>
	3 森林の保護等に関する事項	○ 新たに項目を設定した上で、森林病虫害対策、野生鳥獣対策等について記載
VIII 森林の保健機能の増進に関する事項	IV 森林の保健機能の増進に関する事項	○ 計画事項の大括り化による構成の見直し

全国森林計画変更の主な変更点

参考

- ◆ 森林・林業再生プランの実現に向けた検討の最終取りまとめ「森林・林業の再生に向けた改革の姿」、森林・林業基本計画の見直しを受け変更
- ◆ これにより、適切な森林の整備・保全の確保による多面的機能の発揮及び持続的な森林経営を推進

森林整備・保全の実現のための規範(ルール)、指針(ガイドライン)を示すものとして位置づけ

- 森林・林業基本計画との重複排除
 - ・ 森林・林業基本計画と重複する「ビジョン」に関する記載を整理し削除
- ルール、ガイドラインとしての内容充実
 - ・ 伐採(主伐・間伐)、造林(人工造林・天然更新)の基準、林道・林業専用道開設の考え方を明確化
 - ・ 森林の保護等に関する事項を設け、森林病虫害対策、野生鳥獣害対策について記載

国民各層に分かりやすいものとなるよう構成や記述内容の見直し

- ・ 計画事項を「森林の整備に関する事項」、「森林の保全に関する事項」等到大括り化
- ・ 間伐については、伐採立木材積に加え間伐面積を参考値として記載

現行の3機能類型区分を止め、地域主導の森林の区分制度の創設

- ・ 水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化機能、物質生産、生物多様性保全といった機能ごとの施業方法の考え方を記載

森林・林業基本計画の見直しに伴う計画量及び目標数値の見直し

- ・ 森林の整備及び保全の目標、立木伐採材積計画量、造林面積計画量、林道開設量等を見直し

適切な森林の整備・保全の確保による多面的機能の発揮
持続的な森林経営の推進

現行の全国森林計画の記載内容

参考

項目	記載内容
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	森林の有する多面的な機能の総合的かつ高度発揮を図るため、3機能区分ごとに森林整備の推進方向を明らかにするとともに、計画期末までに実現することを期待する林種別面積、蓄積及び林道整備等について記載
II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育の技術指針として、施業に関する基本的事項、3機能区分ごとの施業に関する特記事項について記載
III 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	公益的機能の発揮を図るべき森林を「公益的機能別施業森林」として定め、整備の方針を示すとともに、公益的機能を維持するために伐採、造林の方法を特定する森林の指定基準並びにその伐採、造林の方法について記載
IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	計画的な林道網の整備及び森林施業の効率的な実施を促進するために、森林の機能区分ごとに林道の路線配置等の基本的な考え方について記載
V 森林施業の合理化に関する事項	森林整備の着実な推進を図るために、森林施業の共同化の促進、林業従事者の養成及び確保、林業機械化の促進等について記載
VI 森林の土地の保全に関する事項	森林の土地の保全を図るため、森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準、土地の形質の変更に当たっての配意事項等について記載
VII 保安施設に関する事項	水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するために、保安林指定量並びに保安林の整備及び保安施設の事業量について記載
VIII 森林の保健機能の増進に関する事項	森林の保健機能の増進に関する特別措置法の規定に基づき、保健機能森林の設定、整備及び管理運営の方針等について記載

全国森林計画の大括り化

参考

- ◆ 現行計画では、法律の規定を踏まえ、大きく8つの項目に分けた記載。
- ◆ それぞれの項目が、どのような関係にあるか不明確なため、新たな計画では国民各層に分かりやすいものとなるよう、計画事項を大括り化

現行計画

- I 森林の整備及び保全の目標
その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項
- III 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- V 森林施業の合理化に関する事項
- VI 森林の土地の保全に関する事項
- VII 保安施設に関する事項
- VIII 森林の保健機能の増進に関する事項

大
括
り
化

新計画

- I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方
 - 2 森林整備及び保全の目標
- II 森林の整備に関する事項
 - 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項
 - 2 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
 - 3 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - 4 森林施業の合理化に関する事項
- III 森林の保全に関する事項
 - 1 森林の土地の保全に関する事項
 - 2 保安施設に関する事項
 - 3 森林の保護等に関する事項
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項